

令和7年第4回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和7年4月21日(月)
開会 15時30分 閉会 16時25分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 山口 清一郎 委 員 藤崎 郁
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長(以下「教総課長」という。) 安部 洋子
学校教育課長(以下「学教課長」という。) 柳井 慎也
社会教育課長(以下「社教課長」という。) 丸山 純一
体育保健課長(以下「体保課長」という。) 藤原 直也
本日の書記 総括主幹 神田 弘子 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 5件
- 6 報告事項等 1件
- 7 その他 2件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 開会するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、平井委員と廣田委員が欠席です。

教育長 ただいまから令和7年第4回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長 前回の会議録の署名委員ですが、藤崎委員にお願いいたします。
また、今回の会議録の作成は、事務局職員のうちから多田が行います。

教育長の報告

なし

会期の決定

教育長 本日の教育委員会会議は、お手元の次第のとおりです。会議の終了は、17時を予定しています。

教育長 初めに会議は原則として公開することとなっていますが、会議を公開しないことについてお諮りいたします。議案第 25 号は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。議案第 25 号は公開しないということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第 25 号は、非公開とします。

教育長 本日の議事等進行は、初めに公開による議事、議案第 21 号から第 24 号までを行い、次に報告第 1 号、第 2 号、そしてその他（報告事項等）を行いまして、最後に非公開による議事、議案第 25 号を行います。

議 事

【議 案】

議案第 21 号 令和 7 年第 3 回佐伯市議会臨時会議案に対する教育委員会の意見について
・令和 6 年度佐伯市一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 22 号 佐伯市立小学校の一部用途廃止の決定について

議案第 23 号 佐伯市奨学金奨学生選考委員会委員の任命又は委嘱について

議案第 24 号 佐伯市史編さん委員会委員の委嘱について

議案第 25 号 佐伯市教育委員会事務局職員等の人事異動について

議案第 21 号 令和 7 年第 3 回佐伯市議会臨時会議案に対する教育委員会の意見について

教育長 それでは、議案第 21 号令和 7 年第 3 回佐伯市議会臨時会議案に対する教育委員会の意見についてを議題といたします。令和 6 年度佐伯市一般会計補正予算（第 9 号）について、関係課長から説明をいたします。まず初めに安部教育総務課長から説明をお願いいたします。

教総課長 議案第 21 号令和 7 年第 3 回佐伯市議会臨時会議案に対する教育委員会の意見について御説明いたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものです。

この補正予算に係る専決処分の報告につきましては、令和 7 年 3 月 31 日に専決処分した令和 6 年度佐伯市一般会計補正予算（第 9 号）について、5 月に開催予定の令和 7 年第 3 回佐伯市議会臨時会において議会の承認を得るために提出するも

のです。

それでは、令和6年度佐伯市一般会計補正予算（第9号）について、御説明いたします。令和6年度補正予算・予算説明書を御覧ください。

今回の補正予算は、第1条にありますように、一般会計において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億2,673万3,000円を減額しています。そのうち、歳出の教育費については、9,515万5,000円を減額補正しています。

それでは、各課における主な補正内容について、御説明いたします。まず教育総務課からです。

資料の31ページを御覧ください。このページは歳入です。立木売払収入と書かれていますが、これは明治小学校学校林の販売収益分収金136万9,000円を増額計上しています。

次に、資料151ページを御覧ください。このページは歳出ですが、3人事管理事業について、学校関係の会計年度任用職員の休暇、年度途中の退職者の影響や当初の予想より年金加入対象者が少なかった等の理由により、945万5,000円を減額しています。

このほか155ページ、公共施設等総合管理計画推進事業—小学校廃校施設等解体事業において、旧尾浦小学校解体撤去工事を実施するに当たり必要となる建物事前調査業務の委託料の確定により609万6,000円を減額計上しています。

そのほか各事業における事業費の確定や見込みに伴い、減額補正を行っています。以上で教育総務課分の説明を終わります。

学教課長 続いて学校教育課分を説明いたします。

まず歳入につきましては、学校教育課関連分が数ページにわたっているのですが、23ページに児童福祉費補助金、25ページに小学校、中学校費の補助金、27ページに地域子ども・子育て支援事業費補助金、そして29ページに学校教育費の補助金がありますが、それぞれ補助対象事業費の減額に伴う補助金額の減額を行う補正を行ったものであります。

続いて歳出では、153ページに三つありますが、義務教育振興事業の中のスクール・メンタルケア推進・充実事業において、スクールソーシャルワーカーの勤務実績に応じた報酬や期末手当の減額で122万3,000円を減額しております。その下の補習等のための指導員等派遣事業において、スクールサポートスタッフの退職による減額と学習指導員の県の内示額の減額に伴う事業縮小による減額のため、146万4,000円を減額しております。

続いて155ページになりますが、小学校就学援助事業、あわせて、159ページの中学校就学援助事業において、一月1,000円の学校給食費保護者負担軽減事業が継続になったため不用額が生じたということで、小学校が752万4,000円、中学校が743万4,000円を減額しているところであります。

最後に159ページになりますが、幼稚園教育一般管理費、休園や園児数の減少による園の担当医の報酬の減額と負担金の減額によって94万7,000円の減額。そして、幼稚園費人事管理費ですが、勤務実績等に伴う減額により246万4,000円を減

額という補正を行っております。

学校教育課分については以上になります。

社教課長 社会教育課に係る今回の補正につきまして説明いたします。今回の補正については、事業費の確定及び実績見込みによる歳入及び歳出予算の補正でありますので、簡潔に説明をさせていただきます。

まず歳入については、21 ページをお開きください。こちらの13 款使用料及び手数料の中の区分5 公民館使用料です。実績見込みにより40 万円を減額しております。

次に25 ページをお開きください。こちらは国庫支出金の区分4 社会教育費補助金です。補助金の対象事業であります社会教育施設耐震化事業費が確定し、減額となったことにより、補助金が36 万9,000 円減額ということです。

次に29 ページをお開きください。こちらについては県支出金の中の区分3 社会教育費補助金です。こちらは補助金の対象事業であります学校との連携・協働による「地域協育力」向上事業の実績見込額が減額となったことから、補助金を57 万3,000 円減額しております。

次に31 ページをお開きください。こちらについては、財産収入のうち区分1 利子及び配当金、この中の社会教育施設整備基金利子と美術品購入基金利子、それから佐伯市立図書館図書購入基金利子についてですが、この三つの利子について年間利息の推計が示されたことから、それぞれ減額の補正をしております。

次に33 ページをお開きください。こちらの繰入金の中の佐伯市立図書館図書購入基金繰入金ですが、先ほど説明した利息の減額に伴い、繰入金を1,000 円減額しております。

次に歳出です。161 ページをお開きください。10 款教育費の1 目社会教育総務費の中の区分1 社会教育施設管理事業－上浦最勝海宿泊研修施設管理費については、こちらの施設を令和6 年度から廃止しましたので、不用額を全て減額しております。区分2 元猿集会所施設改良事業から区分4 社会教育単独事業までにつきましては、事業費の確定及び実績見込額により、不用額を減額しております。

次に163 ページをお開きください。区分5 学校との連携・協働による「地域協育力」向上事業－地域学校協働活動事業から区分8 未来創生塾事業までにつきましては、事業実績見込みにより不用額の減額と県補助金の変更に伴う財源更正をしております。続いて区分9 蒲江海の資料館管理事業から区分11 佐伯城跡保存活用計画策定事業までにつきましては、事業費の確定に伴い不用額を減額しております。

次に165 ページをお開きください。公民館費の中の区分1 地区公民館管理費から区分3 旧地区公民館解体事業までにつきましても、事業費の確定に伴う不用額の減額と財源更正です。

最後に、167 ページ、こちらに図書館費があります。区分1 の佐伯市立図書館図書購入基金事業についてですが、先ほど説明しました佐伯市立図書館図書購入基金繰入金が1,000 円減額になったことにより、財源が減りましたので、その分委託料を1,000 円減額しております。

以上で社会教育課分の説明を終わります。

体保課長 体育保健課の分も全て減額補正をしております。168 ページ、169 ページを御覧ください。野岡体育館耐震化事業で、昭和 49 年に建設された野岡体育館の老朽化に伴う長寿命化のため耐震補強改修工事を行い、それに係る工事費と管理委託業務の入札及び事業確定による不用額で 536 万 7,000 円減額しております。その下、番匠体育館改修事業で、昭和 58 年に建設された番匠体育館の外部改修工事の実施設計に関する委託料を入札及び事業確定による不用額で 76 万 9,000 円減額しております。

次のページ、170、171 ページを御覧ください。佐伯市総合運動公園の野球場改修事業における内野グラウンドの凹凸補修、その下野球場人工芝改修事業における人工芝張り替え工事、その下総合体育館LED化改修事業における改修工事の設計業務、いずれの3事業とも、入札及び事業確定により減額をしております。

また、各事業の減額に伴い、歳入の方で 25 ページの国庫補助金の保健体育費補助金 57 万 8,000 円の減額や 35 ページから 37 ページまでの過疎対策事業債の教育債 1,310 万円の減額補正をしております。

以上です。

教育長 それでは、審議を行いたいと思います。御質問、御意見のある方はよろしく御願いたします。

藤崎委員 153 ページで説明があったところですが、スクール・メンタルケア推進・充実事業はスタッフの方の時間ということであったし、あと補習等の指導員の方とか、日本語指導も、その辺りのところは減額になってはいますが、大丈夫というふうに考えていいんですよね。

学教課長 一定の時間数行ってもらえるだけのものは準備をしていたのですが、実際の勤務実績としてそこに至らなかったというところで、減額になっているといったところです。それと、先ほどは申し上げなかったのですが、日本語指導で当初4人を見込んだ金額を計上していたのですが、実際は3人分しか、それを使用しなかったというようなところでの減額です。多く見積もって、実際はこうだったというところの補正になります。

藤崎委員 計上していたということは、それだけ必要ということで計上していたと思うのですが、それが人数が減ったり、時間数が減ったりした実績がそうなんでしょうけど、それでそれぞれが大丈夫だったのでしょうかというお尋ねです。

学教課長 そこは問題なく、きちんとできておりますので、御安心ください。

教育長 よろしいですか。

それでは、議案第 21 号についてお諮りいたします。議案第 21 号令和 7 年度の第 3 回佐伯市議会臨時会に提出する議案については、異議なしということよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第 21 号については、異議なしといたします。

議案第 22 号 佐伯市立小学校の一部用途廃止の決定について

教育長 次に議案第 22 号佐伯市立小学校の一部用途廃止の決定について、安部教育総務課長が説明いたします。

教総課長 それでは、議案第 22 号佐伯市立小学校の一部用途廃止の決定について説明します。

この議案は、佐伯市立小学校の一部用途廃止を決定するに当たり、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

内容については、佐伯市立上堅田小学校の特別教室棟 1 階の一部については、既に放課後児童クラブの活動スペースとして用途廃止していますが、児童クラブの利用児童数が増加し、活動スペースや荷物置き場等に不足が生じているため、小学校として使用していない印刷室、更衣室部分等を廃止し、こども福祉課に所管換えをしようとするものです。

資料の 4 ページをお開きください。この図面は、特別教室棟 1 階の平面図です。黄色の部分が現在こども福祉課所管部分で、水色の部分が一部廃止しようとしている 28.35 平方メートルとなっています。また、参考資料として、別紙で写真を添付しています。

以上で説明を終わります。

教育長 それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

山口委員 更衣室は、もともと何のためにあった更衣室なんですか。

教総課長 こちらの方は、職員の更衣室が用意されていたという形になります。

山口委員 職員の方は、用途的などところで特に必要はないのですか。

教総課長 こちらの方は、ほとんど使っていないところになります。既に黄色の部分はこども福祉課の所管になっていまして、必要な部分だけを最初こども福祉課に所管換え

をしていたのですが、更に手狭になったということで、増やすということになります。

教育長 そもそも青のところも学校はもう現実使っていないということでよいのか。

教総課長 青のところは、この児童クラブが入ったときからもうずっと使っていませんでした。人数がだんだん増えていて、令和5年が50人だったのが、令和6年が60人利用するということになり、だんだん増えていっているということから、こちらの方を使用したいということで、所管換えを行う予定です。

教育長 わかりました。ほかよろしいでしょうか。

教育長 それでは、議案第22号の承認についてお諮りいたします。議案第22号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第22号については、提案どおり承認といたします。

議案第23号 佐伯市奨学金奨学生選考委員会委員の任命又は委嘱について

教育長 次に議案第23号佐伯市奨学金奨学生選考委員会委員の任命又は委嘱について、柳井学校教育課長が説明いたします。

学教課長 議案第23号佐伯市奨学金奨学生選考委員会委員の任命又は委嘱について、説明をさせていただきます。

この議案は、佐伯市奨学金奨学生選考委員会委員に、議案資料6ページに記載をしています者を任命し、又は委嘱することについて、佐伯市奨学金条例施行規則第10条、第11条及び第12条の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるところであります。

本市は、経済的理由などにより就学困難な者に対して、学業に必要な資金を貸し付けることにより、就学の途を開き、有用な人材を育成することを目的として奨学金の貸付けを行っております。この奨学金の貸付けを行うに当たっては、条例の規定により、佐伯市奨学金奨学生選考委員会の審議を経て決定するものとされていることから、奨学金の貸付けの可否を審議するため、佐伯市奨学金奨学生選考委員会を設置しております。この選考委員会につきましては、委員5人以内で組織し、委員の任期は1年とされております。現在、任命又は委嘱をしています委員の任期が令和7年5月21日で満了するため、新たに選考委員会委員を任命し、又は委嘱しようとするものであります。任期は、令和7年5月22日から令和8年5月21日を予定しております。

委員の候補者につきましては、議案資料の6ページを御覧ください。

＝資料を説明＝

以上で議案第23号佐伯市奨学金奨学生選考委員会委員の任命又は委嘱についての説明を終わります。

教育長 それでは、今説明がありました議案についてお諮りしたいと思います。御意見等ありましたらよろしく願いいたします。

教育長 よろしいですか。

それでは、議案第23号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第23号については、提案どおり承認といたします。

議案第24号 佐伯市史編さん委員会委員の委嘱について

教育長 次に議案第24号佐伯市史編さん委員会委員の委嘱について、丸山社会教育課長が説明いたします。

社教課長 議案第24号佐伯市史編さん委員会委員の委嘱について御説明いたします。

この議案につきましては、佐伯市史編さん委員会委員に別紙の者を委嘱したいので佐伯市史編さん委員会条例第4条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

理由としましては、現委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するためです。

＝資料を説明＝

任期は、佐伯市史編さん委員会条例第4条第2項の規定により2年となります。

以上で議案第24号の説明を終わります。

教育長 それでは、説明がありました議案について審議を行います。ほぼ変わらず、新しい方は役職を指定された充て職ということです。御質問等ありますでしょうか。

教育長 よろしいですか。

それでは、議案第24号は、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第24号については、提案どおり承認といたします。

【報 告】

報告第1号 佐伯市スクールバス及びスクールタクシー運行規則の一部改正について

報告第2号 佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について

報告第1号 佐伯市スクールバス及びスクールタクシー運行規則の一部改正について

教育長 それでは先に報告第1号佐伯市スクールバス及びスクールタクシー運行規則の一部改正について、安部教育総務課長が説明をいたします。

教総課長 報告第1号佐伯市スクールバス及びスクールタクシー運行規則の一部改正について御説明いたします。

この報告は、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、令和7年3月31日に教育長が臨時に代理し、処分したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

改正の理由及び内容につきましては、資料14ページからの新旧対照表で説明いたします。

まず1点目に、第1条等において佐伯市立幼稚園のスクールバス等の運行について、運行の対象となっていた上堅田幼稚園が令和6年度末で閉園となり、運行の対象となる幼稚園が全て閉園となったこと、及び令和7年度からは佐伯市立の幼稚園は渡町台幼稚園と鶴岡幼稚園の2園となりますが、これらの幼稚園は校区などの設定もないことから、佐伯市立幼稚園の園児の通園をスクールバス等の運行の対象から除くこととしています。

2点目として、同じく第1条等において、大島及び深島の児童生徒の通学について、学校の下校時刻等により、現在の定期船では、通学ができないことがあることから、必要に応じてスクールボートを運航する必要があるため、スクールボートの運行に関する規定を新たに設けるものです。第2条第2項にスクールボートの運行の対象を新たに定めています。

3点目に、第3条、運行対象地域等の表中の大入島小学校について、令和7年度から大入島小学校を佐伯東小学校に統合したことに伴い令和6年度末をもって廃止となった大入島小学校に係る規定を削除しています。

4点目に、同表中の八幡小学校について、これまで大字狩生の一部等の遠距離通学となる児童はコミュニティバスに乗車して通学していましたが、令和7年4月1日のコミュニティバスのダイヤ改正により、時間の都合でコミュニティバスでの下校が困難となる場合があることから、新たにスクールタクシーを運行するため、大字狩生等の一部をスクールバス及びスクールタクシーの運行対象地域に加え、八幡小学校の児童が当該スクールタクシー等に乗車できるようにするものです。

5点目に、同表に米水津浦代浦の一部地域の米水津中学校の生徒を追加しています。これは、米水津浦代浦間越に居住している生徒の通学のためスクールタクシーを運行することによるものです。

また、これらの改正等に伴い、その他規定の整理を併せて行っています。

以上で報告を終わります。

教育長 説明が終わりました。審議を行います。御質問、御意見をよろしくお願ひいたします。

山口委員 スクールボートの手配は、学校側がするのですか。業者への手配、ルール、やり方など、どうやってスクールボートを手配するのですか。

教総課長 このスクールボートですが、許可を取っている方に教育総務課の方で契約をしまして、1回幾らという単価契約を結ばせていただいています。3年生になると6限が発生し、その分が週に2回ありますので、その週に2回を業者にお願ひをしているというような形になります。運行の関係は、行事とかもあり、必ずしも絶対に乗るというわけではないので、その辺については学校の方から連絡をしていただいて、運行するというような形になっています。

教育長 ほかによろしいですか。

それでは、報告第1号の承認についてお諮りいたします。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 報告第1号については、原案のとおり承認といたします。

報告第2号 佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について

教育長 それでは次に報告第2号佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について、引き続き安部教育総務課長が説明します。

教総課長 報告第2号佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について御説明いたします。

この報告につきましても、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、令和7年3月31日に教育長が臨時に代理し、処分したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

改正の理由及び内容につきましては、資料27ページ以降の新旧対照表で説明いたします。

まず、大分県人事委員会の勧告等に鑑み一般職の常勤職員の例により、令和7年3月市議会定例会において、佐伯市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正が可決されたことにより、佐伯市教育委員会会計年度任用職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げる等の改定をしようとするものについて

です。資料の 35 ページをお開きください。第 18 条期末手当基礎額に乗ずる割合について、令和 7 年度以降に支給する会計年度任用職員の期末手当については、1.225 月分を 1.25 月分に引上げを行います。また、第 21 条の 4 勤勉手当の成績率について、その上限を 2.05 月から 2.1 月に引き上げます。

次に、年次有給休暇以外の休暇について、人事院規則の一部改正に伴い、同様の措置を講じるものです。第 45 条の年次有給休暇以外の休暇について、休暇の取得種類のうち、年次有給休暇以外の休暇を表す別表第 5 表中の 3 項出生サポート休暇、6 項配偶者出産休暇、11 項育児参加休暇及び無給休暇を表す別表第 6 の左半分の改正後の 6 項子の看護休暇、7 項短期介護休暇の取得要件から任期又は教育委員会部局に引き続き在職している期間が 6 か月以上の会計年度任用職員を削除するものです。また、別表第 6 の 6 項子の看護休暇の対象となる子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子を 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子に改定を行います。さらに、別表第 5 の 12 項に私傷病による病気休暇を加え、有給休暇としました。

最後に、本市の一般職員と均衡を図るために、フルタイム会計年度任用職員の給料表を改定しています。別表第 1 の給料表のように平均 2 万円程度の引上げを行っています。

また、これらの改正に伴い、その他規定の整備を併せて行っています。

以上で報告を終わります。

教育長 それでは、説明のありました議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

山口委員 給料表ですが、ちなみに今の高卒の方が市の職員に入られる場合、給与月額はどこに該当するのですか。

教総課長 教育総務課の会計年度任用職員の分になるのですが、1号になります。これが高校卒業者程度ということになります。

教育長 よろしいですか。

 それでは、第 2 号の承認についてお諮りいたします。報告第 2 号については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 報告第 2 号については、原案のとおり承認といたします。

報告事項等

- ・ 次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますので、傍聴人を含めて全ての職員の退室をお願いします。

議 事

議案第 25 号 佐伯市教育委員会事務局職員等の人事異動について

教育長 それでは、議案第 25 号佐伯市教育委員会事務局職員等の人事異動について、説明いたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

教育長 これで令和 7 年第 4 回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 16 時 25 分